

養蜂業者 殿

山形県農林水産部長
(公印省略)

令和4年次蜜蜂転飼許可申請について(通知)

標記について、他都道府県から山形県内の区域に転飼する場合、養蜂振興法第4条の規定により、本県の許可が必要となります。

つきましては、令和4年次において本県内の区域への蜜蜂の転飼を希望する場合は、下記により関係書類を提出してください。

記

1 提出書類

(1) 蜜蜂転飼許可申請書(1部)

新規の転飼場所がある場合は、申請場所を示す赤丸印を記入した5万分の1の地図かこれに準じる図面を添付すること。

(2) 蜂場土地使用承諾書(蜂場毎に1部)

※蜂場が国有林等の場合は、所轄官公署の発行する貸与承諾書を提出すること。

2 提出期限 令和4年1月 31 日(月)必着

3 提出先 〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1

山形県農林水産部畜産振興課 (電話:023-630-2435)

4 蜜蜂転飼許可手数料

1場所15蜂群以下については、1蜂群につき150円、1場所16蜂群以上については1場所につき2,300円とし、これに相当する額の山形県収入証紙を申請書上部に貼付けすること。

5 その他

許可申請の内容は、蜂群の配置調整、防疫対策、農薬被害の未然防止等の目的で、関係機関等に情報提供することがありますので、予め御了承願います。

山形県農林水産部畜産振興課
養蜂振興担当 高橋・小松
tel:023-630-2435